

平成28年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="352 562 1222 595">損害賠償請求調停に係る損害賠償額の決定及び和解について</p> <hr/> <p data-bbox="352 707 1361 835">東京地方裁判所平成27年（ノ）第37号損害賠償請求調停申立事件について、東京地方裁判所調停委員会から調停案の提示を受け、これに合意し和解するとともに損害賠償の額を決定することとした。</p> <p data-bbox="352 853 517 887">1 申立人</p> <p data-bbox="416 898 612 931">三鷹市在住者</p> <p data-bbox="352 949 580 983">2 事件の概要</p> <p data-bbox="384 994 1361 1267">市の建築主事が、本件土地の一部が建築基準法（以下「法」という。）第42条第2項の道路であるにもかかわらず、これを見落とした過失により、申立人が提出した本件建物の建築計画が法の定める許容建ぺい率及び許容容積率を超えているという法に違反する瑕疵（以下「本件瑕疵」という。）に気付かないまま確認済証を交付し、その結果、法に違反する本件建物が建築された。</p> <p data-bbox="352 1285 612 1319">3 申立ての趣旨</p> <p data-bbox="384 1330 1361 1413">市は、申立人に対し、金9,108万3,180円を支払えとの調停を求め。</p> <p data-bbox="352 1431 549 1464">4 調停条項</p> <p data-bbox="384 1476 1171 1509">(1) 市は、申立人に対し、2の事実を認め、謝罪する。</p> <p data-bbox="384 1525 1361 1653">(2) 市は、本件建物所有者に対して、本件瑕疵が存在することのみを理由として法第9条の規定による是正命令を発動しないよう配慮する。</p> <p data-bbox="384 1671 1361 1798">(3) 本件建物所有者が本件建物につき大規模修繕等を実施しようとする場合には、市は本件瑕疵が存在することのみを理由として、大規模修繕等の実施を拒否しないよう配慮する。</p> <p data-bbox="384 1816 1361 1944">(4) 市は、申立人に対し、本件建物につき法違反が存在するに至ったことに対する損害賠償として金600万円の支払義務のあることを認め、これを支払う。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>(5) 申立人は、本件建物が違法建築物であることに基づく本件建物に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。</p> <p>(6) 申立人と市は、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。</p> |
|--|---|